

さいたま市告示第542号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業3・3・100号 大宮岩槻線

2 施行者の名称

さいたま市

3 事務所の所在地

さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

埼玉県さいたま市大宮区堀の内町3丁目及び堀の内町2丁目地内

(2) 使用の部分

なし